

(写)

令和5年10月3日

埼玉労働局長

久知良 俊二 殿

埼玉地方最低賃金審議会

会長 土屋 直樹

特定最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年8月3日付け埼労発基0803第1号をもって諮問のあった下記の各特定最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1～5のと通りの結論に達したので答申する。

記

- 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金
(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第2号)
- 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第3号)
- 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金
(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第4号)
- 4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第5号)
- 5 埼玉県自動車小売業最低賃金
(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第7号)

(写)

別紙 1

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,048円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

(写)

別紙 2

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,055円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

(写)

別紙 3

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,055円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

(写)

別紙 4

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品 製造業最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,064円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

(写)

別紙 5

埼玉県自動車小売業最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を
含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行
う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済
活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,060円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり